

平成23年6月23日
警 察 庁

平成23年度総合セキュリティ対策会議の運営について

1 総合セキュリティ対策会議の概要

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的に、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成13年度に設置された生活安全局長主催の私的懇談会。

2 平成23年度総合セキュリティ対策会議の検討テーマ

「サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保」をテーマに、サイバー犯罪捜査における事後追跡に係る主要な問題と認められる次の3項目について議論を行い、対策の在り方を検討する。

(1) インターネット上の高度匿名化手法

高度な匿名化手法を用いられた場合、発信元のIPアドレスの特定が困難となる。

(2) インターネットカフェ

利用者の本人確認やコンピュータの使用状況の記録を行っていないインターネットカフェのコンピュータが悪用された場合、被疑者の特定が困難となる。

(3) 無線LAN、データ通信カード

利用者を限定していない無線LANが無断で悪用されたり、十分な本人確認が行われないまま販売されたデータ通信カードが悪用された場合、被疑者の特定が困難となる。

3 今後のスケジュール

会議の開催は6回程度とし、年末を目途に中間報告を行うこととする。